

調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例施行規則 平成17年2月10日規則第7号</p> <p>第1条から第24条まで 略 (開発事業の事前協議)</p> <p>第25条 開発事業者は、開発事業を行おうとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに、開発事業事前相談カード(第16号様式)に別表第1に定める図書を添付して市長に提出し、開発事業に関する手続等について説明を受けなければならない。</p> <p>(1) 条例第20条第1号、第2号及び第4号に掲げる開発事業 <u>条例第21条第1項の規定により開発事業事前協議書を提出しようとする日の3週間前。ただし、条例第30条第1項に規定する大規模開発事業の場合には、同日の4週間前とする。</u></p> <p>(2) 条例第20条第3号に掲げる開発事業 条例第21条第1項の規定により開発事業事前協議書を提出しようとする日前</p> <p>2 条例第21条第1項の規定による開発事業事前協議書の提出は、開発事業事前協議書(第17号様式の1)に事業計画書(第17号様式の2)その他別表第2に定める図書を添付して行うものとする。</p> <p>3 市長は、前項の規定により前月末日(その日が調布市の休日に関する条例(平成元年調布市条例第23号)に規定する調布市の休日に当たるときはその日以前の調布市の休日でない日)までに提出のあった開発事業事前協議書について、別に定めるところにより、月1回、市職員で構成する会議を開催し、その内容を検討するものとする。</p> <p>4 条例第20条第1項第1号に掲げる開発行為について条例第21条第1項の規定による事前協議が全て調った開発事業者については、都計法第29条第1項の規定による許可に係る都計法第32条第1項及び第2項の規定による協議を行ったものとみなす。</p>	<p>○調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例施行規則 平成17年2月10日規則第7号</p> <p>第1条から第24条まで 略 (開発事業の事前協議)</p> <p>第25条 開発事業者は、開発事業を行おうとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに、開発事業事前相談カード(第16号様式)に別表第1に定める図書を添付して市長に提出し、開発事業に関する手続等について説明を受けなければならない。</p> <p>(1) 条例第20条第1号、第2号及び第4号に掲げる開発事業 <u>条例第22条第1項の規定により標識を設置しようとする日の5日前</u></p> <p>(2) 条例第20条第3号に掲げる開発事業 条例第21条第1項の規定により開発事業事前協議書を提出しようとする日前</p> <p>2 条例第21条第1項の規定による開発事業事前協議書の提出は、開発事業事前協議書(第17号様式の1)に事業計画書(第17号様式の2)その他別表第2に定める図書を添付して行うものとする。</p> <p>3 市長は、前項の規定により前月末日(その日が調布市の休日に関する条例(平成元年調布市条例第23号)に規定する調布市の休日に当たるときはその日以前の調布市の休日でない日)までに提出のあった開発事業事前協議書について、別に定めるところにより、月1回、市職員で構成する会議を開催し、その内容を検討するものとする。</p> <p>4 条例第20条第1項第1号に掲げる開発行為について条例第21条第1項の規定による事前協議が全て調った開発事業者については、都計法第29条第1項の規定による許可に係る都計法第32条第1項及び第2項の規定による協議を行ったものとみなす。</p>

改正後	改正前
<p>(開発標識の設置方法)</p> <p>第26条 条例第22条第1項の規定により設置する標識（以下「開発標識」という。）の様式は、開発事業計画のお知らせ標識（第18号様式）とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、条例第20条第2号イに掲げる建築物の建築を行おうとする開発事業者は、前項の様式に代えて、調布市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（平成7年調布市規則第8号）第3条の標識を用いることができる。</p> <p>3 開発事業者は、開発区域内の道路に接する部分（開発区域内に2以上道路に接する部分があるときは、それぞれの道路に接する部分）に、地面から標識の下端までの高さがおおむね1メートルとなるように開発標識を設置しなければならない。</p> <p>4 <u>開発標識の設置期間は、開発事業者が条例第21条第1項の規定により開発事業事前協議書を提出する日から条例第26条の規定により工事完了届を提出する日までとする。</u></p> <p>5 開発事業者は、風雨のため容易に破損し、又は倒壊しない方法で開発標識を設置するとともに、設置期間中記載事項が不鮮明にならないように開発標識を維持管理しなければならない。</p> <p>(開発標識の設置届)</p> <p>第27条 条例第22条第2項の規定による標識の設置の届出は、開発標識を設置した日から3日以内に、開発標識設置届（第19号様式）により行うものとする。</p> <p>(開発標識の記載事項の変更)</p>	<p>(開発標識の設置方法)</p> <p>第26条 条例第22条第1項の規定により設置する標識（以下「開発標識」という。）の様式は、開発事業計画のお知らせ標識（第18号様式）とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、条例第20条第2号イに掲げる建築物の建築を行おうとする開発事業者は、前項の様式に代えて、調布市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（平成7年調布市規則第8号）第3条の標識を用いることができる。</p> <p>3 開発事業者は、開発区域内の道路に接する部分（開発区域内に2以上道路に接する部分があるときは、それぞれの道路に接する部分）に、地面から標識の下端までの高さがおおむね1メートルとなるように開発標識を設置しなければならない。</p> <p>4 <u>開発標識の設置期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 開発事業に係る標識を設置する場合 条例第21条第1項の規定により開発事業事前協議書を提出しようとする日の遅くとも10日前から条例第26条の規定により工事完了届を提出する日まで</u></p> <p><u>(2) 大規模開発事業に係る標識を設置する場合 条例第21条第1項の規定により開発事業事前協議書を提出しようとする日の遅くとも20日前から条例第26条の規定により工事完了届を提出する日まで</u></p> <p>5 開発事業者は、風雨のため容易に破損し、又は倒壊しない方法で開発標識を設置するとともに、設置期間中記載事項が不鮮明にならないように開発標識を維持管理しなければならない。</p> <p>(開発標識の設置届)</p> <p>第27条 条例第22条第2項の規定による標識の設置の届出は、開発標識を設置した日から3日以内に、開発標識設置届（第19号様式）により行うものとする。</p> <p>(開発標識の記載事項の変更)</p>

改正後	改正前
<p>第28条 開発事業者は、開発事業に係る計画を変更したときは、速やかに開発標識の記載事項を変更しなければならない。</p> <p>(説明会の開催等)</p>	<p>第28条 開発事業者は、開発事業に係る計画を変更したときは、速やかに開発標識の記載事項を変更しなければならない。</p> <p>(説明会の開催等)</p>
<p>第29条 <u>条例第22条第3項の規定による説明は、条例第21条第1項の規定により開発事業事前協議書を提出した日から10日以内に行わなければならない。</u></p>	<p>第29条 開発事業者は、条例第22条第3項又は第6項の規定により説明会を開催しようとするときは、当該開催しようとする日の5日前までに、掲示等の方法により開催の日時、場所等を隣接関係住民又は近隣住民に周知しなければならない。</p>
<p><u>2</u> 開発事業者は、条例第22条第3項又は第6項の規定により説明会を開催しようとするときは、当該開催しようとする日の5日前までに、掲示等の方法により開催の日時、場所等を隣接関係住民又は近隣住民に周知しなければならない。</p>	<p><u>2</u> 開発事業者は、条例第22条第6項の規定により説明会を開催するときは、近隣住民以外の者の参加を拒んではならない。</p>
<p><u>3</u> 開発事業者は、条例第22条第6項の規定により説明会を開催するときは、近隣住民以外の者の参加を拒んではならない。</p>	<p><u>3</u> 条例第22条第3項又は第6項の規定により説明しなければならない開発事業の事業計画及び工事計画に係る事項は、次の各号に掲げるものとする。</p>
<p><u>4</u> 条例第22条第3項又は第6項の規定により説明しなければならない開発事業の事業計画及び工事計画に係る事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 開発区域の形態及び規模、開発区域内における建築物の位置並びに開発区域の付近の建築物の位置の概要</p> <p>(2) 開発事業の規模、構造及び用途</p> <p>(3) 開発事業の工期、工法及び作業方法等</p> <p>(4) 開発事業の工事による危害の防止策</p> <p>(5) 開発事業に伴って周辺的生活環境に生ずる著しい影響及びその対策</p>	<p>(1) 開発区域の形態及び規模、開発区域内における建築物の位置並びに開発区域の付近の建築物の位置の概要</p> <p>(2) 開発事業の規模、構造及び用途</p> <p>(3) 開発事業の工期、工法及び作業方法等</p> <p>(4) 開発事業の工事による危害の防止策</p> <p>(5) 開発事業に伴って周辺的生活環境に生ずる著しい影響及びその対策</p> <p><u>(6)</u> 前各号に掲げるもののほか、隣接関係住民又は近隣住民との合意形成に必要な事項</p>
<p><u>(6)</u> <u>条例第22条第7項の規定による意見書の提出期限及び提出先</u></p> <p><u>(7)</u> 前各号に掲げるもののほか、隣接関係住民又は近隣住民との合意形成に必要な事項</p> <p>(隣接関係住民に対する説明の報告)</p>	<p>(隣接関係住民に対する説明の報告)</p>
<p>第30条 条例第22条第5項の規定による隣接関係住民に対する説明の届出は、<u>条例第22条第3項の規定による説明を終えた日から1週間以内</u>に、隣</p>	<p>第30条 条例第22条第5項の規定による隣接関係住民に対する説明の届出は、<u>第33条第1項の規定により協定の締結の申請を行おうとする日の10日</u></p>

改正後	改正前
<p>接関係住民説明会報告書（第20号様式の1）又は隣接関係住民個別説明報告書（第20号様式の2）に次の各号に掲げる図書を添付して行うものとする。</p> <p>(1) 隣接関係住民に配布した資料</p> <p>(2) 付近状況図</p> <p>(3) 土地利用計画図（条例第20条第1号に掲げる開発行為に限る。）</p> <p>(4) 配置図，平面図，立面図及び断面図（条例第20条第2号に掲げる建築物の建築及び同条第4号に掲げる周辺環境に著しい影響を与えるものに限る。）</p> <p>(5) 説明会出席者名簿及び議事録（説明会を開催した場合に限る。）</p> <p>(6) 工事に関する協定書の写し（開発事業者と近隣住民との間で当該協定の締結をした場合に限る。）</p> <p>（開発事業に対する意見書の提出）</p>	<p><u>前まで</u>に，隣接関係住民説明会報告書（第20号様式の1）又は隣接関係住民個別説明報告書（第20号様式の2）に次の各号に掲げる図書を添付して行うものとする。</p> <p>(1) 隣接関係住民に配布した資料</p> <p>(2) 付近状況図</p> <p>(3) 土地利用計画図（条例第20条第1号に掲げる開発行為に限る。）</p> <p>(4) 配置図，平面図，立面図及び断面図（条例第20条第2号に掲げる建築物の建築及び同条第4号に掲げる周辺環境に著しい影響を与えるものに限る。）</p> <p>(5) 説明会出席者名簿及び議事録（説明会を開催した場合に限る。）</p> <p>(6) 工事に関する協定書の写し（開発事業者と近隣住民との間で当該協定の締結をした場合に限る。）</p> <p>（開発事業に対する意見書の提出）</p>
<p>第31条 条例第22条第7項の規定による意見書の提出は，次の各号に掲げる事項を記載した意見書により，<u>条例第21条第1項の規定による開発事業事前協議書</u>の提出のあった日から<u>24日</u>以内に行わなければならない。</p> <p>(1) 提出者の氏名又は名称，住所又は所在地及び電話番号並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名</p> <p>(2) 開発事業の名称</p> <p>(3) 権利を有する土地の所在地，権利の種類，面積及び付近見取図</p> <p>(4) 意見及びその理由</p> <p>（意見書に対する見解書の提出）</p>	<p>第31条 条例第22条第7項の規定による意見書の提出は，次の各号に掲げる事項を記載した意見書により，<u>開発事業事前協議書</u>の提出のあった日から<u>2週間</u>以内に行わなければならない。</p> <p>(1) 提出者の氏名又は名称，住所又は所在地及び電話番号並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名</p> <p>(2) 開発事業の名称</p> <p>(3) 権利を有する土地の所在地，権利の種類，面積及び付近見取図</p> <p>(4) 意見及びその理由</p> <p>（意見書に対する見解書の提出）</p>
<p>第32条 条例第22条第9項の規定による見解書の提出は，次の各号に掲げる事項を記載して，次条第1項の規定による申請を行おうとする日の10日前までに行わなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称，住所又は所在地及び電話番号並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名</p> <p>(2) 開発事業の名称</p>	<p>第32条 条例第22条第9項の規定による見解書の提出は，次の各号に掲げる事項を記載して，次条第1項の規定による申請を行おうとする日の10日前までに行わなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称，住所又は所在地及び電話番号並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名</p> <p>(2) 開発事業の名称</p>

改正後	改正前																																																
<p>(3) 意見の概要及び意見に対する見解 (協定の締結等)</p> <p>第33条 開発事業者は、条例第23条第1項の規定により市長と協定を締結しようとするときは、開発事業協定締結申請書(第21号様式の1)に<u>次の各号に掲げる</u>図書を添付して市長に提出するものとする。</p> <p><u>(1) 設計説明書(第21号様式の2)</u></p> <p><u>(2) 同意書(第21号様式の3)(申請者と土地所有者等が異なる場合に限る。)</u></p> <p><u>(3) 別表第3に定める図書</u></p> <p>2 市長は、調布市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例(平成6年調布市条例第28号)に基づくあっせん又は調停の手続が継続している間は、条例第23条第1項の規定による協定の締結を行わないものとする。</p> <p>第34条から第60条まで 略</p> <p>別表第1及び第2 略</p> <p>別表第3(第33条関係)</p>	<p>(3) 意見の概要及び意見に対する見解 (協定の締結等)</p> <p>第33条 開発事業者は、条例第23条第1項の規定により市長と協定を締結しようとするときは、開発事業協定締結申請書(第21号様式の1)に<u>設計説明書(第21号様式の2)、同意書(第21号様式の3)その他別表第3に定める</u>図書を添付して市長に提出するものとする。</p> <p>2 市長は、調布市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例(平成6年調布市条例第28号)に基づくあっせん又は調停の手続が継続している間は、条例第23条第1項の規定による協定の締結を行わないものとする。</p> <p>第34条から第60条まで 略</p> <p>別表第1及び第2 略</p> <p>別表第3(第33条関係)</p>																																																
<p>開発事業協定締結申請書添付図書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>条例第20条第1号に掲げるもの</th> <th>条例第20条第2号に掲げるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>印鑑証明書(事業主のもの、法人にあっては登記事項証明書を添付)</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>委任状</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>案内図</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>公図の写し</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>開発区域の登記事項証明書</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>実測図</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>土地利用計画図又は配置図</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>		条例第20条第1号に掲げるもの	条例第20条第2号に掲げるもの	印鑑証明書(事業主のもの、法人にあっては登記事項証明書を添付)	○	○	委任状	○	○	案内図	○	○	公図の写し	○	○	開発区域の登記事項証明書	○	○	実測図	○	○	土地利用計画図又は配置図	○	○	<p>開発事業協定締結申請書添付図書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>条例第20条第1号に掲げるもの</th> <th>条例第20条第2号に掲げるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>印鑑証明書(事業主のもの、法人にあっては登記事項証明書を添付)</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>委任状</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>案内図</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>公図の写し</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>開発区域の登記事項証明書</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>実測図</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>土地利用計画図又は配置図</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>		条例第20条第1号に掲げるもの	条例第20条第2号に掲げるもの	印鑑証明書(事業主のもの、法人にあっては登記事項証明書を添付)	○	○	委任状	○	○	案内図	○	○	公図の写し	○	○	開発区域の登記事項証明書	○	○	実測図	○	○	土地利用計画図又は配置図	○	○
	条例第20条第1号に掲げるもの	条例第20条第2号に掲げるもの																																															
印鑑証明書(事業主のもの、法人にあっては登記事項証明書を添付)	○	○																																															
委任状	○	○																																															
案内図	○	○																																															
公図の写し	○	○																																															
開発区域の登記事項証明書	○	○																																															
実測図	○	○																																															
土地利用計画図又は配置図	○	○																																															
	条例第20条第1号に掲げるもの	条例第20条第2号に掲げるもの																																															
印鑑証明書(事業主のもの、法人にあっては登記事項証明書を添付)	○	○																																															
委任状	○	○																																															
案内図	○	○																																															
公図の写し	○	○																																															
開発区域の登記事項証明書	○	○																																															
実測図	○	○																																															
土地利用計画図又は配置図	○	○																																															

改正後			改正前		
各階平面図		○	各階平面図		○
建物立面図（2面以上）		○	建物立面図（2面以上）		○
建物断面図		○	建物断面図		○
崖・よう壁に関する図	○		崖・よう壁に関する図	○	
公共施設の管理図	○	○	公共施設の管理図	○	○
備考 添付図書は、それぞれ正本及び副本の2部を提出すること。			備考 <u>1 同意書は、申請者と土地権利者等が異なる場合に限る。</u> <u>2 添付図書は、それぞれ正本及び副本の2部を提出すること。</u>		
別表第4 略 <u>第16号様式</u> <u>第17号様式の2</u> <u>第18号様式</u> <u>第19号様式</u> <u>第20号様式の1</u> <u>第20号様式の2</u> <u>第21号様式の2</u> <u>第21号様式の3</u> <u>第22号様式</u> <u>第23号様式</u> <u>第25号様式</u>			別表第4 略 <u>第16号様式</u> <u>第17号様式の2</u> <u>第18号様式</u> <u>第19号様式</u> <u>第20号様式の1</u> <u>第20号様式の2</u> <u>第21号様式の2</u> <u>第21号様式の3</u> <u>第22号様式</u> <u>第23号様式</u> <u>第25号様式</u>		

附 則

- 1 この規則は、令和4年9月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に提出される開発事業事前相談カードに係る開発事業について適用し、同日前に提出された開発事業事前相談カードに係る開発事業については、なお従前の例による。

改正後

第16号様式（第25条関係）

(表)
開発事業事前相談カード

事業名称			
事業所在地	所在地	調布市	
	面積		
事業所有者	所有者		
	住所(所在地)		
設計者 (代理人)	氏名(名称)		
	電話番号		
	住所(所在地)		
事業概要	事業目的	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 建築行為 <input type="checkbox"/> 位置指定道路(指定・変更・取消) <input type="checkbox"/> その他()	
		開発行為 又は 位置指定道路	区画数
建築行為	区画面積	最大	㎡/最小 ㎡
	主な用途	計画戸数	戸
		建築面積	㎡
	階数	地上 階 地下 階	高さ
構造		基礎工法	
その他種類	種類	<input type="checkbox"/> ぱちんこ屋 <input type="checkbox"/> 廃棄物処理施設 <input type="checkbox"/> 屋外スポーツ施設等 <input type="checkbox"/> 葬祭場 <input type="checkbox"/> その他()	

※ 提出日から6月を経過して、事業活動に進捗が見られないときは、廃棄処分します。御了承ください。

改正前

第16号様式（第25条関係）

(表)
開発事業事前相談カード

事業名称			
事業所在地	所在地	調布市 <u>丁目</u> <u>番</u>	
	面積		
事業所有者	所有者		
	住所(所在地)		
設計者 (代理人)	氏名(名称)		
	電話番号		
	住所(所在地)		
事業概要	事業目的	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 建築行為 <input type="checkbox"/> 位置指定道路(指定・変更・取消) <input type="checkbox"/> その他()	
		開発行為 又は 位置指定道路	区画数
建築行為	区画面積	最大	㎡/最小 ㎡
	主な用途	計画戸数	戸
		建築面積	㎡
	階数	地上 階 地下 階	高さ
構造		基礎工法	
その他種類	種類	<input type="checkbox"/> ぱちんこ屋 <input type="checkbox"/> 廃棄物処理施設 <input type="checkbox"/> 屋外スポーツ施設等 <input type="checkbox"/> 葬祭場 <input type="checkbox"/> その他()	

※ 提出日から6月を経過して、事業活動に進捗が見られないときは、廃棄処分します。御了承ください。

改正後

第17号様式の2 (第25条関係)

(表)
事業計画書

事業名称			
事業所在地		調布市	
	面積	公簿	m ² ・ 実測 m ²
	所有者		
開発事業者	住所(所在地)		
	氏名(名称)		
	電話番号		
設計者 (代理人)	住所(所在地)		
	氏名(名称)		
	電話番号		
現況調査	用途地域	種別() 建蔽率()% ・ 容積率()% 高度地区() ・ 防火指定()	
	都市計画施設	公園 ・ 道路 ・ 緑地 ・ その他 名称()	
	道路	名称() ・ 接道(幅員 m) 建築基準法第42条第 項第 号 ・ 掘削規制(有・無)	
	公有財産	有(水路 m ² ・ 公道 m ² ・ その他) 無	
	文化財	指定文化財(有・無) 埋蔵文化財包蔵地(内隣接外)	

改正前

第17号様式の2 (第25条関係)

(表)
事業計画書

事業名称			
事業所在地		調布市 <u>丁目</u> <u>番</u>	
	面積	公簿	m ² ・ 実測 m ²
	所有者		
開発事業者	住所(所在地)		
	氏名(名称)		
	電話番号		
設計者 (代理人)	住所(所在地)		
	氏名(名称)		
	電話番号		
現況調査	用途地域	種別() 建蔽率()% ・ 容積率()% 高度地区() ・ 防火指定()	
	都市計画施設	公園 ・ 道路 ・ 緑地 ・ その他 名称()	
	道路	名称() ・ 接道(幅員 m) 建築基準法第42条第 項第 号 ・ 掘削規制(有・無)	
	公有財産	有(水路 m ² ・ 公道 m ² ・ その他) 無	
	文化財	指定文化財(有・無) 埋蔵文化財包蔵地(内隣接外)	

改正後

改正前

(裏)

事業概要	事業目的	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 建築行為 <input type="checkbox"/> 位置指定道路（指定・変更・取消） <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	開発行為 又は 位置指定道路	区画数			
		区画面積	最大	m ² /最小 m ²	
	建築行為	主な用途		計画戸数	戸
				<small>(内単身者用)</small>	戸
		建築面積	m ²	延べ面積	m ²
				<small>(容積対象)</small>	m ²
		階数	地上階 地下階	高さ	m
		構造		基礎工法	
	その他	種類	<input type="checkbox"/> ばちんこ屋 <input type="checkbox"/> 廃棄物処理施設 <input type="checkbox"/> 屋外スポーツ施設等 <input type="checkbox"/> 葬祭場 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
規模					
予定工期	年 月 日 ~ 年 月 日				
整備内容	道路拡幅	有（ ）m ² ・無	2項道路の後退		
	隅切り	有（ ）m・無	有（ ）m ² ・無		
	駐車台数	基準（ ）台・設置（ ）台			
	駐輪台数	基準（ ）台・設置（ ）台			
	公園緑地	基準（ ）m ² ・設置（ ）m ²			
		高木	本・中木	本・低木	本
	交通安全施設				
	防火施設	有（ ）t・無 / その他（ ）			
ごみ置場	m ² ・形状（ ）				

(裏)

事業概要	事業目的	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 建築行為 <input type="checkbox"/> 位置指定道路（指定・変更・取消） <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	開発行為 又は 位置指定道路	区画数			
		区画面積	最大	m ² /最小 m ²	
	建築行為	主な用途		計画戸数	戸
					戸
		建築面積	m ²	延べ面積	m ²
				<small>(容積対象)</small>	m ²
		階数	地上階 地下階	高さ	
		構造		基礎工法	
	その他	種類	<input type="checkbox"/> ばちんこ屋 <input type="checkbox"/> 廃棄物処理施設 <input type="checkbox"/> 屋外スポーツ施設等 <input type="checkbox"/> 葬祭場 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
規模					
予定工期	年 月 日 ~ 年 月 日				
整備内容	道路拡幅	有（ ）m ² ・無	2項道路の後退		
	隅切り	有（ ）m・無	有（ ）m ² ・無		
	駐車台数	基準（ ）台・設置（ ）台			
	駐輪台数	基準（ ）台・設置（ ）台			
	公園緑地	基準（ ）m ² ・設置（ ）m ²			
		高木	本・中木	本・低木	本
	交通安全施設				
	防火施設	有（ ）t・無 / その他（ ）			
ごみ置場	m ² ・形状（ ）				

改正後

第18号様式（第26条関係）

開発事業計画のお知らせ標識						
事業名称						
事業所在地	調布市					
	面積					
所有者						
開発事業者	住所(所在地)					
	氏名(名称)			電話番号		
設計者 (代理人)	住所(所在地)					
	氏名(名称)			電話番号		
事業概要	事業目的	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 建築行為 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	開発行為	区画数				
		区画面積	最大	㎡/最小	㎡	
	建築行為	主な用途			計画戸数	戸
		建築面積	㎡	延べ面積	㎡	(容積対象 ㎡)
		階数	地上 地下	階階	高さ	m
		構造			基礎工法	
その他	種類	<input type="checkbox"/> ぱちんこ屋 <input type="checkbox"/> 廃棄物処理施設 <input type="checkbox"/> 屋外スポーツ施設等 <input type="checkbox"/> 葬祭場 <input type="checkbox"/> その他 ()				
着工予定			完了予定			
隣接関係住民への説明方法						
<ul style="list-style-type: none"> ● この標識は、調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例第22条第1項の規定により設置したものです。 ● 上記事業計画についての説明の申出は、下記へ御連絡ください。 (連絡先) 電話 () 						
(担当者)						

※開発事業計画の標識の大きさは、縦横90センチメートル以上とします。

改正前

第18号様式（第26条関係）

開発事業計画のお知らせ標識						
事業名称						
事業所在地	調布市 <u>丁目</u> <u>番</u>					
	面積					
所有者						
開発事業者	住所(所在地)					
	氏名(名称)			電話番号		
設計者 (代理人)	住所(所在地)					
	氏名(名称)			電話番号		
事業概要	事業目的	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 建築行為 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	開発行為	区画数				
		区画面積	最大	㎡/最小	㎡	
	建築行為	主な用途			計画戸数	戸
		建築面積	㎡	延べ面積	㎡	(容積対象 ㎡)
		階数	地上 地下	階階	高さ	m
		構造			基礎工法	
その他	種類	<input type="checkbox"/> ぱちんこ屋 <input type="checkbox"/> 廃棄物処理施設 <input type="checkbox"/> 屋外スポーツ施設等 <input type="checkbox"/> 葬祭場 <input type="checkbox"/> その他 ()				
着工予定			完了予定			
説明会の開催等						
<ul style="list-style-type: none"> ● この標識は、調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例第22条第1項の規定により設置したものです。 ● 上記建築計画についての説明の申出は、下記へ御連絡ください。 (連絡先) 電話 () 						
(担当者)						

※開発事業計画の標識の大きさは、縦横90センチメートル以上とします。

改正後

第19号様式（第27条関係）

年 月 日

調布市長 宛

開発事業者

住所

氏名

電話番号 ()

(法人にあっては、その事業所の所在地、名称及び代表者名を記入してください。)

開 発 標 識 設 置 届

調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例第22条第2項の規定により、開発標識の設置について次のとおり届け出ます。

事業名称			
事業所在地		調布市	
	面積		
	所有者		
設計者 (代理人)	住所		
	氏名		電話番号
工事施工者	住所		
	氏名		電話番号
着工予定		完了予定	
<u>隣接関係住民への説明方法</u>			
標識設置日	年	月	日

改正前

第19号様式（第27条関係）

年 月 日

調布市長 宛

開発事業者

住所

氏名

電話番号 ()

(法人にあっては、その事業所の所在地、名称及び代表者名を記入してください。)

開 発 標 識 設 置 届

調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例第22条第2項の規定により、開発標識の設置について次のとおり届け出ます。

事業名称			
事業所在地		調布市	<u>丁目</u> <u>番</u>
	面積		
	所有者		
設計者 (代理人)	住所		
	氏名		電話番号
工事施工者	住所		
	氏名		電話番号
着工予定		完了予定	
<u>説明会の開催等</u>			
標識設置日	年	月	日

改正後						
第20号様式の1 (第30条関係)						
(表) 年 月 日						
調布市長 宛						
開発事業者						
住所						
氏名						
電話番号 ()						
(法人にあっては、その事業所の所在地、名称及び代表者名を記入してください。)						
隣接関係住民説明会報告書						
調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例第22条第5項の規定により、隣接関係住民説明会について次のとおり報告します。						
事業名称						
設計者	住所(所在地)					
	氏名(名称)	電話 ()				
施工者	住所(所在地)					
	氏名(名称)	電話 ()				
事業概要	事業目的	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 建築行為 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	開発行為	区画数				
		区画面積	最大	最小	m ²	
	建築行為	主な用途	計画戸数	戸		
		建築面積	m ²	延べ面積	m ² (容積対象 m ²)	
		階数	地上 地下	階階	高さ	m
		構造	基礎工法			
	その他	種類	<input type="checkbox"/> ぱちんこ屋 <input type="checkbox"/> 廃棄物処理施設 <input type="checkbox"/> 屋外スポーツ施設等 <input type="checkbox"/> 葬祭場 <input type="checkbox"/> その他 ()			
		規模				
	着工予定	年 月 日	完了予定	年 月 日		

改正前						
第20号様式の1 (第30条関係)						
(表) 年 月 日						
調布市長 宛						
開発事業者						
住所						
氏名						
電話番号 ()						
(法人にあっては、その事業所の所在地、名称及び代表者名を記入してください。)						
隣接関係住民説明会報告書						
調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例第22条第5項の規定により、隣接関係住民説明会について次のとおり報告します。						
事業名称						
設計者	住所(所在地)					
	氏名(名称)	電話 ()				
施工者	住所(所在地)					
	氏名(名称)	電話 ()				
事業概要	事業目的	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 建築行為 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	開発行為	区画数				
		区画面積	最大	最小	m ²	
	建築行為	主な用途	計画戸数	戸		
		建築面積	m ²	延べ面積	m ² (容積対象 m ²)	
		階数	地上 地下	階階	高さ	m
		構造	基礎工法			
	その他	種類	<input type="checkbox"/> ぱちんこ屋 <input type="checkbox"/> 廃棄物処理施設 <input type="checkbox"/> 屋外スポーツ施設等 <input type="checkbox"/> 葬祭場 <input type="checkbox"/> その他 ()			
		規模				
	着工予定	年 月 日	完了予定	年 月 日		

改正後

(裏)

<input type="checkbox"/> 条例第22条第3項に規定する隣接関係住民（1H又は10m） <input type="checkbox"/> 条例第22条第6項に規定する近隣住民（2H又は20m）	
開催月日	
開催場所	
説明責任者	上記に該当する世帯数 世帯
住所（所在地）	説明済世帯数 世帯
氏名（名称）	未説明世帯数 世帯
電話番号（ ）	
要望事項	要望事項の措置

改正前

(裏)

<input type="checkbox"/> 条例第22条第3項に規定する隣接関係住民（1H又は10m） <input type="checkbox"/> 条例第22条第6項に規定する近隣住民（2H又は20m）		
開催月日		上記に該当する世帯数 世帯
開催場所		説明済世帯数 世帯
説明責任者		未説明世帯数 世帯
住所（所在地）		長期不在 世帯
氏名（名称）		説明拒否 世帯
電話番号（ ）		
要望事項	要望事項の措置	

改正後

第20号様式の2（第30条関係）

(表) 年 月 日

調布市長 宛

開発事業者
住所
氏名
電話番号 ()

(法人にあつては、その事業所の所在地、名称及び代表者名を記入してください。)

隣接関係住民個別説明報告書

調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例第22条第5項の規定により、隣接関係住民個別説明について次のとおり報告します。

事業名称						
設計者	住所(所在地)					
	氏名(名称)	電話 ()				
施工者	住所(所在地)					
	氏名(名称)	電話 ()				
事業概要	事業目的	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 建築行為 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	開発行為	区画数				
		区画面積	最大	m ² /最小		m ²
	建築行為	主な用途		計画戸数	戸	
		建築面積	m ²		延べ面積	m ²
			(容積対象 m ²)			
		階数	地上	階階	高さ	m
		地下				
	構造			基礎工法		
	その他	種類	<input type="checkbox"/> ばちんこ屋 <input type="checkbox"/> 廃棄物処理施設 <input type="checkbox"/> 屋外スポーツ施設等 <input type="checkbox"/> 葬祭場 <input type="checkbox"/> その他 ()			
規模						
着工予定	年 月 日	完了予定	年 月 日			

改正前

第20号様式の2（第30条関係）

(表) 年 月 日

調布市長 宛

開発事業者
住所
氏名
電話番号 ()

(法人にあつては、その事業所の所在地、名称及び代表者名を記入してください。)

隣接関係住民個別説明報告書

調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例第22条第5項の規定により、隣接関係住民個別説明について次のとおり報告します。

事業名称						
設計者	住所(所在地)					
	氏名(名称)	電話 ()				
施工者	住所(所在地)					
	氏名(名称)	電話 ()				
事業概要	事業目的	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 建築行為 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	開発行為	区画数				
		区画面積	最大	m ² /最小		m ²
	建築行為	主な用途		計画戸数	戸	
		建築面積	m ²		延べ面積	m ²
			(容積対象 m ²)			
		階数	地上	階階	高さ	m
		地下				
	構造			基礎工法		
	その他	種類	<input type="checkbox"/> ばちんこ屋 <input type="checkbox"/> 廃棄物処理施設 <input type="checkbox"/> 屋外スポーツ施設等 <input type="checkbox"/> 葬祭場 <input type="checkbox"/> その他 ()			
規模						
着工予定	年 月 日	完了予定	年 月 日			

改正後

(裏)

□条例第22条第3項に規定する隣接関係住民（1H又は10m）					
□条例第22条第6項に規定する近隣住民（2H又は20m）					
説明責任者 住所（所在地） 氏名（名称） 電話番号（ ）			上記に該当する世帯数 説明済世帯数 未説明世帯数 〔長期不在 説明拒否	世帯 世帯 世帯 世帯 世帯	
№	訪問 月日	住所（名称・部 屋番号も記入）	資料の 配布方法	要望事項	要望事項の措置
		氏名			
	／ ／ ／	町 丁目	1 手渡し 2 郵送 3 投かん		
	／ ／ ／	町 丁目	1 手渡し 2 郵送 3 投かん		
	／ ／ ／	町 丁目	1 手渡し 2 郵送 3 投かん		
	／ ／ ／	町 丁目	1 手渡し 2 郵送 3 投かん		

- 1 №は、本報告書に添付する付近状況図で訪問先を示す番号と一致させてください。
- 2 住民が不在の場合は、日時を変えて最低3回訪問し、直接説明するよう努めてください。
- 3 要望事項の欄は、具体的にその内容を記入してください。
- 4 欄が不足する場合は、用紙を追加してください。
- 5 投かんする際は、必ず封筒に入れてください。

改正前

(裏)

□条例第22条第3項に規定する隣接関係住民（1H又は10m）					
□条例第22条第6項に規定する近隣住民（2H又は20m）					
説明責任者 住所（所在地） 氏名（名称） 電話番号（ ）			上記に該当する世帯数 説明済世帯数 未説明世帯数 〔長期不在 説明拒否	世帯 世帯 世帯 世帯 世帯	
№	訪問 月日	住所（名称・部 屋番号も記入）	資料の 配布方法	要望事項	要望事項の措置
		氏名			
	／ ／ ／	町 丁目	1 手渡し 2 郵送 3 投かん		
	／ ／ ／	町 丁目	1 手渡し 2 郵送 3 投かん		
	／ ／ ／	町 丁目	1 手渡し 2 郵送 3 投かん		
	／ ／ ／	町 丁目	1 手渡し 2 郵送 3 投かん		

- 1 №は、本報告書に添付する付近状況図で訪問先を示す番号と一致させてください。
- 2 住民が不在の場合は、日時を変えて最低3回訪問し、直接説明するよう努めてください。
- 3 要望事項の欄は、具体的にその内容を記入してください。
- 4 欄が不足する場合は、用紙を追加してください。

改正後

第21号様式の2 (第33条関係)

設計説明書

事業名称					
事業所在地	調布市				
	面積	公簿	㎡・実測		㎡
所有者					
開発事業者	住所(所在地)				
	氏名(名称)				
	電話番号				
設計者 (代理人)	住所(所在地)				
	氏名(名称)				
	電話番号				
適用	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 建築行為 <input type="checkbox"/> その他()				
用途地域	種別()				
	建蔽率()%・容積率()%				
	高度地区()・防火指定()				
都市計画施設	公園・道路・緑地・その他 名称()				
建築物の用途	戸建住宅 戸				
	集合住宅 棟(世帯向け 戸・単身者用 戸)				
	店舗 戸・事務所 戸・倉庫				
	工場・その他()				
土地利用計画	住宅用地	道路用地	公園用地	その他用地 ()	一宅地の 平均面積
	㎡	㎡	㎡	㎡	
	%	%	%	%	㎡/区画
建物利用計画	建築面積	延べ面積	階数・高さ	構造	
	㎡	㎡	地上階	SRC	
		[容積対象] ㎡	地下階	RC	
	%	%	m	S	
予定工期	年 月 日～ 年 月 日				

改正前

第21号様式の2 (第33条関係)

設計説明書

事業名称					
事業所在地	調布市 <u>丁目番</u>				
	面積	公簿	㎡・実測		㎡
所有者					
開発事業者	住所(所在地)				
	氏名(名称)				
	電話番号				
設計者 (代理人)	住所(所在地)				
	氏名(名称)				
	電話番号				
適用	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 建築行為 <input type="checkbox"/> その他()				
用途地域	種別()				
	建蔽率()%・容積率()%				
	高度地区()・防火指定()				
都市計画施設	公園・道路・緑地・その他 名称()				
建築物の用途	戸建住宅 戸				
	集合住宅 棟(世帯向け 戸・単身者用 戸)				
	店舗 戸・事務所 戸・倉庫				
	工場・その他()				
土地利用計画	住宅用地	道路用地	公園用地	その他用地 ()	一宅地の 平均面積
	㎡	㎡	㎡	㎡	
	%	%	%	%	㎡/区画
建物利用計画	建築面積	延べ面積	階数・高さ	構造	
	㎡	㎡	地上階	SRC	
		[容積対象] ㎡	地下階	RC	
	%	%	m	S	
予定工期	年 月 日～ 年 月 日				

改正後

第21号様式の3（第33条関係）

年 月 日

調布市長 宛

開発事業者

住所

氏名 ㊦

電話番号 ()

(法人にあっては、その事業所の所在地、名称及び代表者名を記入してください。)

同 意 書

下記の事業について、同意したことを証明する。

1 事業名称

2 土地の関係権利者

所在及び地番	地目	権利の種類	同意年月日	同意者住所・氏名	実 印

備考

- 権利の種類等には、所有権、抵当権、賃借権等 （仮登記を含む。） の権利を記入すること。
- 添付書類 印鑑証明書
法人の場合 にあっては、登記事項証明書も 併せて 添付すること。
- 関係権利者が複数の場合においては、全ての 権利者の同意を得ること。

改正前

第21号様式の3（第33条関係）

年 月 日

調布市長 宛

開発事業者

住所

氏名 ㊦

電話番号 ()

(法人にあっては、その事業所の所在地、名称及び代表者名を記入してください。)

同 意 書

下記の事業について、同意したことを証明する。

1 事業名称

2 土地の関係権利者

所在及び地番	地目	権利の種類	同意年月日	同意者住所・氏名	実 印

備考

- 権利の種類欄には、所有権、抵当権、賃借権等の権利を記入すること。
- 添付書類 印鑑証明
法人の場合は、登記事項証明書も添付すること。
- 関係権利者が複数の場合においては、すべての 権利者に同意を得ること。

改正後	改正前
<p>第22号様式（第34条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>調布市長 宛</p> <p style="text-align: right;">開発事業者 住所 氏名 ㊟ 電話番号 ()</p> <p>(法人にあつては、その事業所の所在地、名称及び代表者名を記入してください。)</p> <p>開発事業地位承継届</p> <p>調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例施行規則第34条の規定により、開発事業の地位の承継について次のとおり届け出ます。</p> <p>1 事業名称</p> <p>2 事業所在地</p> <p>3 被承継人 住所 氏名 ㊟ 電話</p> <p>4 承継年月日</p> <p>5 承継理由</p> <p>※ 添付書類 開発事業者の印鑑証明書(法人の場合にあつては、登記事項証明書も併せて添付すること。)</p>	<p>第22号様式（第34条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>調布市長 宛</p> <p style="text-align: right;">開発事業者 住所 氏名 ㊟ 電話番号 ()</p> <p>(法人にあつては、その事業所の所在地、名称及び代表者名を記入してください。)</p> <p>開発事業地位承継届</p> <p>調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例施行規則第34条の規定により、開発事業の地位の承継について次のとおり届け出ます。</p> <p>1 事業名称</p> <p>2 事業所在地</p> <p>3 被承継人 住所 氏名 ㊟ 電話</p> <p>4 承継年月日</p> <p>5 承継理由</p> <p>※ 添付書類 開発事業者の印鑑証明(法人の場合にあつては、登記事項証明書も添付すること。)</p>

改正後	改正前
<p>第23号様式（第35条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>調布市長 宛</p> <p style="text-align: center;">開発事業者 住所 氏名 電話番号 ()</p> <p style="text-align: center;">（法人にあつては、その事業所の所在地、名称及び代表者名を記入してください。）</p> <p style="text-align: center;">開発事業内容変更届</p> <p>調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例施行規則第35条の規定により、開発事業の内容変更について次のとおり届け出ます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業名称 2 事業所在地 3 協定締結年月日 4 変更の理由 <p><u>備考</u></p> <p><u>開発事業者に関する変更については、開発事業者欄に押印(実印)が必要</u></p> <p>※ 添付書類</p> <p>本届出書には、開発事業の変更内容が確認できる図書を添付して、提出<u>すること。</u></p>	<p>第23号様式（第35条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>調布市長 宛</p> <p style="text-align: center;">開発事業者 住所 氏名 電話番号 ()</p> <p style="text-align: center;">（法人にあつては、その事業所の所在地、名称及び代表者名を記入してください。）</p> <p style="text-align: center;">開発事業内容変更届</p> <p>調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例施行規則第35条の規定により、開発事業の内容変更について次のとおり届け出ます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業名称 2 事業所在地 3 協定締結年月日 4 変更の理由 <p>※ 添付書類</p> <p>本届出書には、開発事業の変更内容が確認できる図書を添付して、提出<u>してください。</u></p>

改正後	改正前
<p>第25号様式（第37条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>調布市長 宛</p> <p style="text-align: center;">開発事業者 住所 氏名 電話番号 ()</p> <p style="text-align: center;">(法人にあつては、その事業所の所在地、名称及び代表者名を記入してください。)</p> <p style="text-align: center;">開 発 事 業 工 事 完 了 届</p> <p>調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例第26条の規定により、開発事業工事完了について次のとおり届け出ます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業名称 2 事業所在地 3 協定締結年月日 4 工事着手年月日 5 工事完了年月日 6 検査予定年月日 7 施工者 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住 所 (2) 氏 名 (3) 電 話 <p>※ <u>添付書類</u> <u>建築行為の場合には、完了時の写真を添付して、提出すること。</u></p>	<p>第25号様式（第37条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>調布市長 宛</p> <p style="text-align: center;">開発事業者 住所 氏名 電話番号 ()</p> <p style="text-align: center;">(法人にあつては、その事業所の所在地、名称及び代表者名を記入してください。)</p> <p style="text-align: center;">開 発 事 業 工 事 完 了 届</p> <p>調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例第26条の規定により、開発事業工事完了について次のとおり届け出ます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業名称 2 事業所在地 3 協定締結年月日 4 工事着手年月日 5 工事完了年月日 6 検査予定年月日 7 施工者 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住 所 (2) 氏 名 (3) 電 話